

LCIQ取扱店登録申込書

株式会社TC総合企画 代表取締役 北川 しのぶ 殿

令和 年 月 日

以下の条件を確認し、またこれらの条件を遵守しますので、システムへの登録及び利用を申し込み致します。

【申込者】

住所

氏名

印

携帯電話番号

連絡先(メールアドレス)

取扱店登録条件及び規約

1	申込者(以下「取扱店」と言います。)は、一般社団法人日本プライダルソムリエ協会(以下「協会」と言います。)が発行するLCIQ(恋愛偏差値)に係るQRコード又はURLを利用して、LCIQ診断を自社ホームページ、SNS等に設置し、又は名刺等に印刷して不特定多数の者に配布する等、取扱店の顧客獲得のために利用できるほか、顧客管理画面(以下「システム」と言います。)を利用して診断者情報を確認できるとともに、診断者に対して各種アプローチをすることが出来ます。
2	協会が管理するシステムへの登録料並びに管理画面及びQRコード等の利用料は無料とします。ただし、障害等によってシステムを利用することが出来ない期間があっても協会及び弊社はその責めを負いません。
3	この契約の契約期間は、本申し込みの日から1年間とし、契約期間が満了する日の3か月前までに弊社又は取扱店から何らの意思表示がないときは、この契約は同一条件の下にさらに1年間更新するものとし、以降も同様とします。
4	弊社及び取扱店は、契約期間中であっても、いつでもこの契約を解除することが出来るものとします。この契約解除によって相手方に損害が生じても、双方はその責めを負わないものとします。ただし、取扱店が5に掲げる事由以外の理由で弊社から契約を解除された場合においては、取扱店は、8及び9に掲げる債権を回収した後この契約は失効するものとします。
5	4の規定にかかわらず、取扱店が本申込書に掲げる各条件の一に違反した場合は、弊社は何ら催告することなく、直ちに本契約を解除することが出来ます。この場合、取扱店が協会又は弊社に対して有する一切の債権はこの契約解除によって消滅するものとします。また、取扱店はこれによって生じた協会及び弊社の損害を賠償しなければなりません。
6	取扱店は、診断者に対し、LCIQ診断結果に対する助言や改善指導などのアドバイスを行うことは出来ません。
7	「取扱店」が取得した診断者の情報に基づき、協会はソムリエ免許取得講座(LCIQを引き上げるための初期講座)への受講を案内します。ただし、協会又は弊社が運営する結婚相談所等への入会等を促すような案内をすることはありません。
8	取扱店が取得した診断者がソムリエ免許取得講座を受講した場合、協会は、受講者1名につき、1,500円(税込み)を取扱店に支払います。ただし、協会は、支払額の合計額が10,000円(税込み)を超えた月の翌月の月末までに、当該合計額から振込み手数料1,100円を控除した金額を取扱店に支払うものとします。
9	ソムリエ免許受講者がその上位の講座に当たる中級講座又は上級講座への受講を希望した場合は、協会に所属する講師資格者が当該講義に当たりますが、その際は当該講義を担当した講師が取扱店に対し、別途定める紹介料を支払うものとします。この紹介料の支払時期は、該当する講座の終了した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとします。
10	取扱店が9に定める報酬を講師に請求するときは、インヴォイス制度に基づく適格請求書により請求するものとします。
11	現在及び将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに類する者ではないこと、暴力団の支配・影響を受けていないこと、暴力団を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をしないこと、暴力団に利益供与しないこと、及び自己の主要な株主又は役員が暴力団等の構成員でないこと、並びに暴力団の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明し、保証しなければなりません。
12	前項に定める表明・保証義務に違反した場合、弊社は何ら催告することなく本契約を解除し、併せてこれにより被った損害の賠償を取扱店に請求することができます。
13	この契約を通して知り得た協会又は弊社の秘密情報(営業ノウハウ、技術に関する情報、各種講座のカリキュラム、本契約の内容等)及びLCIQ診断によって取得した診断者の個人情報等を第三者に開示し、又は漏洩し、又は結婚相談所運営事業以外の目的で使用してはなりません。この秘密情報等保持はこの契約期間が終了し、又は契約を解除した後においても効力を有するものとします。また、協会又は弊社が製作した著作物は、その同意を得ずに利用することは出来ません。
14	本契約に起因して生じる紛争に係る提訴は、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
15	本条件に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、双方が協議して定めるものとします。